

大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月18日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第5号

### 大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大和市建築基準法施行細則（平成12年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第4条第1項第3号」を「第4条第3号」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条第1項中「第11条の4第1項の規定による書類等」を「第11条の3第1項の書類」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条から第27条までを2条ずつ繰り上げる。

第25条の次に次の1条を加える。

（敷地面積の規模）

第26条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が定める規模は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める数値とする。

- (1) 第一種低層住居専用地域 1,000平方メートル
- (2) 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域又は工業地域 500平方メートル
- (3) 近隣商業地域又は商業地域 500平方メートル

第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

別表中「第29条」を「第28条」に改め、同表第1号様式の項の前に次のように加える。

様式番号	様式の名称	関係条文
------	-------	------

別表中「第5条」を「第4条」に、「第9条」を「第7条」に、「第10条」を「第8条」に、「第11条」を「第9条」に、「第12条」を「第10条」に、「第13条」を「第11条」に、「第14条」を「第12条」に、「第22条」を「第20条」に、「第28条」を「第27条」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。